

地球温暖化防止対策の推進と「京都議定書」早期批准・発効を求める意見書

2001年11月にモロッコのマラケシュで開かれた気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）では、「京都議定書」の具体的な運用ルールに合意した。課題も残っているが、「京都議定書」先進各国の批准と2002年発効に向け大きく動き出した。

気候変動はこれまでの予想を超える速度で進行しており、南太平洋の島国では移住を迫られるところも出ている。地球温暖化防止は、「南」の国々（発展途上国）と将来世代に対して、今を生きる私たちの責務である。人々は、2002年に「京都議定書」が発効し、世界が協調して地球温暖化防止に取り組むことを強く願っている。

日本は「COP3」の議長国として国際交渉の場で、リーダーシップを発揮することを期待される特別な立場にあるとともに、その批准が「京都議定書」の発効に不可欠である。

本年8月26日から9月4日にかけて開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」の期間中に「京都議定書」を発効させるために、要件である批准から90日間を満たすよう、5月末日までには日本の批准を確実に済ませることが、政府に求められている。

また国会での批准承認の際には、「京都議定書」の目標達成を担保する法律として、今後の対策の行程表を含む地球温暖化防止対策推進法の改正を同時に行うべきである。

さらに政府には、「京都議定書」の第一約束期間が始まる2008年に向けて、環境への負荷が小さい自然エネルギー（風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力）の普及を促進するための法制度など個別法の制定・改正や税財政措置を早めを実施していくことが求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、ヨハネスブルグサミットで「京都議定書」を発効させるべく、5月末日までに確実に日本の批准を済ませ、同時に「京都議定書」の目標を担保する法律として地球温暖化防止対策推進法の改正を行い、さらに2008年に向けて個別法の制定・改正や税財政措置を早めを実施するよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 3月28日

三鷹市議会議長 中山和政